

県民保協たより

発行所 一般社団法人岡山県民間保育所協議会調査広報委員会 印刷所 二華園印刷 ☎ 086-526-6633



「岡山城」(岡山市)

翔



令和三年七月に福岡県中間市で、四年九月には静岡県牧之原市で通園バスに園児が置き忘れられ死亡する事件が発生した。報道によれば同様の未遂事故は多数あるらしい。

報道を受けて国は安全装置の設置を義務化し、費用を助成すると表明した。これを受け、ICタグやセンサーによる検知システムやAIカメラによる監視システムなど、色々な会社が開発を表明している。しかし、狭い閉所空間内の置き忘れの確認に高度な装置は不要です。

保育現場では様々な場面で園児の安全確認を行います。朝の会で確認した人数が降園まで変わらない園はありません。園庭で遊ぶ時や園外保育に出かける時など、様々な活動の前後で安全確認を行います。安全確認は保育士の目視と子どもへの安全教育が基本です。

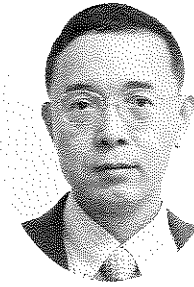
事件報道を見て、我が園は通園バスを持たないけれど、安全確認は大丈夫だろうかと思つた園長は多いと思う。職員は日々の保育に忙殺されている。その中で何をすべきかを考えるのが園長の仕事だと考えます。

岡山県民間保育所協議会

会長 小松原 望

第百号発行に よせて

会長 小松原 望



県民保協たよりの第一号は昭和五十七年十月一日に発行されました。今回で第百号のたよりになります。残念ながら、民保協が発足した当時の記録は残っていませんが、解散の危機を乗り越えて、昭和五十七年に理事会と総務・広報・予対・事業・共済の各委員会に組織を改編し、県内の保育関係者が集う唯一の団体として再出発したようです。この時、県民保協たより第一号が発行され、当時の状況を窺い知ることができます。

社協議会が運営・管理していましたが、昭和四十八年一月に保育所部分を分離して、岡山県民間保育所職員共済制度として民保協に移管されました。

その後研究と議論を重ね、昭和五十七年四月に年金方式を加え、掛金として本人と事業主がそれぞれ標準月額額の百分の二・五を積み立てて、退職前三年間の平均本俸月額に加入期間別の乗率を掛けて退職金を算出する現在の共済制度に移行しました。当時の状況も県民保協たよりの第一号に紹介されています。

共済制度の掛金は平成二十四年四月の改正で本人と事業主がそれぞれ千分の二十七を負担することになりました。平成二十七年四月の改正では二十年以上掛金を積み立てた会員が選択できた年金による受け取りが凍結され、一時金のみの受け取りに変更されました。

伝統のある共済制度ですが、昭和五十年代の経済状況や保育所の事業内容、職員の雇用環境は今

では大きく変わっており、制度を今一度、見直すべき時期になっていきます。

今回の主な改正内容は、退職前三年間の平均本俸月額から全加入期間の平均本俸月額に基準を変え、それに加入期間別の乗率を掛けて退職金を算出すること、および加入期間別の乗率を見直し、より公平な配分に近づけることです。加入期間二年目以降二十八日目までは一・五五%の付利率を、二十九年目以降は一・三〇%の付利率が得られる制度となります。

全加入期間の標準月額平均値を使用することで、働き方が変わり本俸が減少しても退職金の受取額が不利になることはありません。したがって、出産・育児により労働時間を短くしたり、再雇用制度により給与が減つても、共済制度から退会する必要はなくなり、多様な働き方に対応できます。また、これまで再加入時に共済制度運営委員会での審査を行っていましたが、これが不

要となり、スムーズな再入会が可能になります。共済制度の改正は、令和五年四月一日から適用される予定です。

さて、平成二十年に始まった国の公益法人制度改革によって、当時、社団法人だった民保協は一般社団、公益社団、解散のいずれかの選択を迫られました。執行部が集まり研究を重ねた結果、一般社団への移行を選び、二十四年五月の定時総会での決議を経て、二十五年四月に一般社団法人に移行しました。移行に関する経緯については県民保協たより第七十五号から第七十九号まで、五回に渡って勘藤会長が紹介されています。

しかし、移行に伴い旧社団法人から引き継いだ繰越財産は、共済制度の部分を除いてすべて公益目的財産と認定され、その用途が公益事業のみに制限されました。

当時約七千八百万円あった公益目的財産を十二年間かけて全て使い切る計画を立て、岡山県の

年、その実績を県に報告しています。そして、いよいよ二年後の令和六年度末には全ての公益目的財産を使い切る予定です。

この結果、令和七年度以降はこれまで公益目的財産を利用して活動してきた研修事業や調査・広報事業については、その事業内容を見直し、縮小することが必要になります。このことに関しては今後の課題です。

ところで、民保協は令和元年六月にホームページ（HP）を立ち上げました。HPは民保協の活動を広く知っていただくための情報発信基地であると共に、民保協と会員を直接つなげる窓口でもあります。費用の制約により全ての会員に県民保協たよりを配付することはできませんが、第八十七号以降はHP上で誌面を閲覧することが可能です。今後も、県民保協たよりが民保協と会員とをつなぐ情報誌として活用されることを心から願います。

保育探訪 Part 10

原点回帰～保育の魅力を伝えたい～

就実短期大学

幼児教育学科

准教授 三好 年江



保育職を離れて長い私
が、今回のようなテーマ
でお話するのは、おこが
ましいと思いつながら、
「保育の魅力を伝えたい」
と思いつ現在の職に就いた
当時に思いを巡らせてい
ます。

私が保育者養成の世界
に足を踏み入れたのは今
から二十二年前です。そ
れまでは保育者として、
保育所や幼稚園に勤務
していました。子どもと
生活や遊びを共にする中
で、私は子ども達から沢
山のことを学びました。
例えば、次の子ども同
士の会話もその一例です。
五歳児の四月に同じ保育
園から転園してきたM子
とT子の会話です。二人
が並んでブランコに乗っ
て話をしていました。普
段は物静かなM子があっ
きりとした口調で話しは

じめました。
M「Tちゃん、前の保育
園のとき何で私と遊ばな
かったの？私はTちゃん
と遊びたくてTちゃんの
傍に行つたけど、Tちゃ
んは他の友達といつもど
こかに行つてたでしょ？」
T「ごめん。Mちゃんも
遊びたいなあと思つた
んだけどね、他の友達が
私と遊びたいって言うか
らその友達にMちゃんと
遊びたいって言えなかつ
た。Mちゃんに悪いなあ
と思つたけど、ごめんね」
M「私は寂しくて嫌だつ
たんだよ。でももういい
だつて、今は一緒にブラ
ンコ乗れて楽しいし、も
う友達だから!!」
T「うん！友達だね!!」
傍で二人の会話を聞
いていた私は、「楽しそ
うね！二人はいい友達だ
ね」と伝えました。する
と、とびつきの笑顔で、
「うん。そう友達なの！」
と大きな声で応え、ブラ
ンコを勢いよく漕ぎなが
ら顔を見合つて笑いまし
た。何気ない子どもの会
話でしたが、一人一人の
子どもが人との関わりの中
で、深く静かに様々に
心を動かしているその事
実を知り驚くとともに、
自分の気持ちを素直に表

現し、軽やかに人との関
係を紡ぎ直していくその
姿に、人として大切なこ
とを教えられたような気
持ちになりました。
保育者の仕事は、子ど
もの成長を傍で見ること
ができる喜びや、人とし
ての基盤が培われる大切
な時期に関わるというや
りがいがあることはもち
ろんです。何気ないさ
さやかな場面の中で、大
切なことを気づかせてく
れる瞬間があったり、子
どもの感性をくぐりぬけ
て捉えられる事物に、新
たな世界を発見する驚
きがあったり、日常の中
に沢山の感動がある仕事
でした。また、子どもの
計り知れない可能性に触
れ、明るく前向きな気持
ちを持つて、子どもと共
に人として育つことができ
る仕事で、他ではなか
なか味わうことができな
い「魅力にあふれる仕事」
だと思つていました。そ
して、いつの頃からか、
そのことをこれから保育
者になつていく学生達に
伝えていきたいと思うよ
うになつていったのでし
た。

数年前より、保育士不
足の解消や離職防止等、
保育の課題解決の一つと
して「保育の魅力発信」
が注目されるようになり
ました。今を生きる子ど
も達に直接触れ、生活や
遊びを共にしている保育
者でしか伝えられないこ
とがあります。しかし、
それも保育者に余裕が
なければ、魅力を実感す
ることができません。そ
こで、その余裕をどのよ
うに創り出していくかと
いうことが現場の課題と
なつていきます。園によつ
ては、三年目までの保育
者には無理をさせず、「と
にかく子どもが可愛い、
子どもと過ごすことが楽
しいと思えることを大切
にしたい」と、園長先生
や主任の先生方を中心
に創意工夫しているところ
も見られます。養成校を
巣立つていく学生を新芽
のように大切に育んでく
ださることに感謝申し上
げるとともに、子どもの
未来を思い並々ならぬ努
力を続けておられる保育
現場の先生方に心から敬
意を表します。
そしてこれからは、ま
ずは「保育の魅力を感じ
られていない？」を合言葉
に、皆さんと一緒に「保
育の魅力発信」ができる
よう努めてまいりたいと
思います。

幹部研修会報告①

～弁護士が実例から教える～ 園・職員を守るための苦情対応

この講義で、自分自身の苦情・クレーム対応を振り返って、考えや行動を改めるべき点が多くあることに気付きました。

これまでの私の対応は、講師の柴田先生が話をされたような「相手に寄り添いながら、解決策を考える姿勢」というより、基本、余程の言い分でなければ、出来るだけ保護者の要求に応える、という前提で行動しており、問題が起こったときは、「その場を収める」「早く解決する」という短絡的な視点しか持っていないでした。それは、本来の意味での相手に寄り添うことにはなっておらず、ときに保護者のわがままを受け入れてしまい、職員を守るという視点が欠落しているものであったと反省をいたしました。

応、改善していれば、そこまですることはなかったと思います。他にもマスクを着用しない保護者や立て続けに起きた園児のけがに対するクレームは、多分、多くの園で実際に起こっている問題だと思えます。今回の講義の中で、様々な解決法があることを知り、自分の中で新たな選択肢が増えるとともに、他分野の人にも、広く意見を求める必要性を感じました。

苦情・クレームに対して、適切な対応をとらないうと、逆に問題を大きくしてしまったり、保護者や職員、保育園に対して不信感を持たれる可能性があります。大きな問題となってしまう前に、まづ、日々寄せられる保護者の意見や要望、小さな苦情をしっかりと受け止めること、良好なコミュニケーションを保つこと、そして、自分たちの保育、園の運営を常に見直していくことが、クレーム対策の第一歩であり、一番重要な課題であると感じました。

しるばら保育園
園長 水本 晃司

弁護士であり保育士であるレーヴ法律事務所柴田洋平氏の講義をリモートにて聞かせて頂いた中で、待機児童対策を含め「利用と供給」で地域の中で選ばれる園として生き残りを考えなければいけない時代を迎えていると助言を受けた。

保育現場で起こる様々な苦情対応には園としても頭を悩ませている厳しい現状がある。現場で起きている実例を基に対応の問題点を指摘していた中でその問題点を受け止め改善、対応をしていく事が大切である。無理な要望は切り分けて「NO!!」と言える園となる事により、公平な対応が園児、職員、そして園全体の利益につながることを教えて頂いた。

又、幾つかの実例対応では弁護士の方に「コロナ禍でマスクを着用しない保護者」への「後ろ」からの支援を、「立て続けに起きた園児のケガ・クレームへの対応」は「横」からの支援を、「園行事による保護者の骨折、そこからのトラブル事案」への対応は「前」に出での支援を行っても

らうことで園児も職員も守って頂けると伺えた。対応場面ではこちらの言いたい事は我慢し、相手に寄り添いながら意見を受け止め、「相談してくれてありがとう」という気持ちで接する。しかしわがままを聞くことばかりでは保護者、園児の為にはならないことや身近に起こりうるかもしれない実例の提示があり考えさせられた。

もし、自園で起きた苦情であったならばどの想いで聞かせて頂くことで、今後の対応場面に接する時に気に留めておく基本事項を教えて頂けたように思う。

「集団保育の場」で先生方が正しいと考える教育・保育をするべし」との助言を信念として対応を行っていかばいいのだと、苦情対応を行うことに少し不安を抱えていた部分に光が見えたように思う。

日々の保育を改めて見直し職員を守り、保護者の方々に選んでもらえる園を築いていきたいと思えます。

院庄さくらこども園
主任 井口 有美

幹部研修会報告②

ハラスメントに関する正しい理解～職場におけるパワーハラスメントについて～

レーヴ法律事務所の今西淳浩弁護士の講義をオンラインで受けた。具体的な内容で分かりやすく、考えさせられる事が多くあった。講義内容として、ハラスメントとは、ある言動によって相手を不快にさせる或いは脅威を感じさせる「嫌がらせ」である。パワーハラスメント（以下パワーハラ）の代表的な言動では、①身体的な攻撃②精神的な攻撃③人間関係からの切り離し④過大な要求⑤過小な要求⑥個の侵害などである。パワーハラにあたる言動か否かの判断については、「その言動に問題ない・パワーハラではない」と言っても社会一般が「その言動はパワーハラ」と考えればその言い分は通用しない。パワーハラに対して自分自身と社会との間に認識のずれはないかを見つめ直す必要がある。次にパワーハラを予防する為の職場環境として①トップのメッセージ（パワーハラは職場からなくすべきである）②ルールを決める③実態把握④教育・研修の実施⑤周知する（園の方針や取組みについて）等、様々な事を

学んだ。職場は人生の中で多くの時間を共に過ごす場でありその中で人格や尊厳を傷つける場所であってはならない。また、価値観や常識が世代間で違ふ事の理解をし、日常会話や習慣の中にハラスメントに繋がるものがないかを振り返り、何でも話し合える関係性でありたいと思った。

それには、職場内でのコミュニケーションが大切であり、「ほうれんそう」（報告・連絡・相談）に対し、最近では「おひたし」（怒らない・否定しない・助ける・必要ならきちんと）指示する）で返すとの事、「おひたし」を上司が実行しないと部下も「ほうれんそう」を正しく実行できないと言われているようだ。

改めて自分自身の言動を振り返ると共にパワーハラ防止対策にしっかり取り組み、研修等により知識や対応能力を向上させ、課題が生じた時には指摘し合い安心して働ける職場環境作りに努めたいと思います。

本庄保育園

園長 関川 洋子

今年度の幹部研修会は、十一月十七日（木）十一月十九日（土）の期間オンライン配信で開催された。ここでは、レーヴ法律事務所 今西淳浩弁護士を講師に迎え「ハラスメントに関する正しい理解」職場におけるパワーハラスメントについて」の講義内容について紹介する。

最初に、ハラスメントの現状について「いじめ・嫌がらせ」の相談がトップにきていること。具体的にハラスメントとは、①優越的な関係を背景とした言動②業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの③労働者の就業環境が害されるもの①②③の全てを満たすものであると示された。

次に、パワーハラスメントの対応については①自分がしてしまったと思ったら、出来るだけ早く謝ること②自分が受けたら相談窓口相談する③目撃したら、見て見ぬふりをしない。部下のパワーハラスメントを目撃した場合は必ずやめるように指導を行うこと。指導を行わない場合は、責任を問われること。また、パワーハラスメントをした加害者が負う責任につ

いては、民事責任・刑事責任懲戒等が科せられる為重く受け止める必要がある。

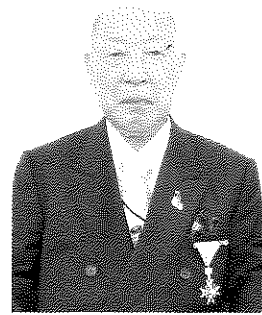
最後に、職場におけるパワーハラスメント防止対策の重要性を強調された。①園のトップが職場のパワーハラスメントをなくすべきであることを明確に示す②就業規則に関係規程を設ける・予防解決に繋げる方針やガイドラインの作成③職場のアンケートを実施する等実態の把握④研修を実施する⑤園の方針や取り組みについて周知・啓蒙⑥相談や解決の場を設置・職場の対応責任者を設置・外部専門家との連携⑦再発防止のため、行為者に対する再発防止研修の実施等、具体的な取り組みが示された。

大切なことは、パワーハラスメントにどう対応すべきかを考える事。目撃したら、必ず対応すること。一人で抱え込まずに相談する。みんなで作る機会を設けること等職員一人ひとりが自分の事として捉えることの重要性を感じました。今後更に理解を深め実践していきたいと思えます。

みかど貴ツズ保育園

園長 糸島 恵子

小笹雄全先生 瑞宝双光章受章



先生は昭和四十七年に(社福)瑞璃会弘恵保育園の園長に就任され、爾来五十年にわたり乳幼児の健全育成に尽力されています。特に三歳以上児に対して音楽、絵画、体育などを取り入れた多様な活動を通して児童が自信を持ち個性を発揮できる保育に注力されました。五十五年には瑞璃会の理事、平成二十年には理事長に就任、法人の健全な運営にも注力されています。

この間、民保協の理事、副会長、会長および保協の副会長として倉敷市の保育組織の育成に尽力、また県民保協の理事、監事、共済制度運営委員と県保協の監事として岡山県の保育組織の充実にも貢献されました。この度の受章をお慶びすると共に、健康に留意され、引き続きご指導を賜りますようお願い申し上げます。

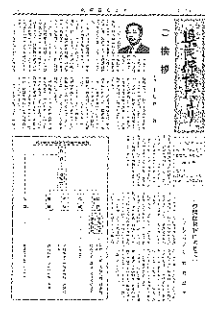
小松原 望

百号発行によせて

事務局から

県民保協たより第三十五号から五十八号までは、第一号の発行当時の会長の小松原勇先生が野山や高原を散策し、自ら撮影された山野草の写真とコメントを掲載しています。清楚で可憐。小さくも凛然とした花を咲かせる山野草のひたむきさから学ぶ保育観や人生観等、たよりの掲載記事から多くの様なことを学ばせていただいたと思います。改めて御礼を申し上げます。

百号発行の節目にあたり、事務局の業務だけに留まらず、日々の過ごし方にも通じること、大切にしていただきたいことを再確認いたしました。「利他の心」他人の為に、自分に何ができるか考える。「結果を焦らず、日ごとから倦まず弛まず地道に善行を積み重ねるよう務めることが大切。」今までご教示いただいた経験を活かし、より一層皆様のお役に立つことが出来そうです。微力ながら誠心誠意、心を込めて業務にあたっております。今後とも、ご指導をどうぞよろしくお願い申し上げます。(石原)



県民保協たより第1号

県民保協たよりは皆様のご尽力のおかげをもちまして、三十年以上、百号の長きにわたり、保育現場の『今』をお届けすることができました。時代の流れとともに変化し、多様化する社会に合わせた、保育現場の皆様のたゆまぬご努力と試行錯誤、そして何より、子ども達に対する真摯なお姿や、深い愛情に満ちた眼差しを窺い知ることができ、時にユーモアを、に記された思いの数々を取ってご覧くださいますと幸甚です。

ご多忙の中、玉稿やお写真をお寄せくださった先生方、また発行に携わってくださった多くの先生方に心より御礼申し上げます。ともに、故人となられた先生方には改めてご冥福をお祈り申し上げます。今後とも変わらぬご指導ご鞭撻のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。(田中)

表紙のことは「岡山城」

岡山県のシンボルとして名高い岡山城が、令和四年十一月にリニューアルオープンしました。

そもそも岡山の地に宇喜多秀家が岡山城を築き、その後城主となった小早川秀秋、池田恒興らにより、城と城下町が更に拡張され、戦災で焼失後、昭和の再建、平成の改修、令和の大改修を経て現在に至ります。

岡山城の天守は、外壁は黒塗りの下見板で覆われていて「烏城」の別名の謂れとなっています。

今回の大改修の目玉として、館内の展示が一新されています。監修者は、岡山市出身の歴史学者・磯田道史氏で、系統的・物語性のある展示解説となつています。

また、体験型の展示や、映像による解説も充実し、岡山ゆかりの人物や出来事を五感で感じられる場として、装いも新たに生まれ変わっています。

今田 一二

編集後記

秋には新型コロナの終息を期待していたものの、今では第八波とインフルエンザの同時流行が懸念されています。園の運営においても職員、家族の感染、濃厚接触者により職員不足で、行政と相談して休園の措置を何回も取らざるをえなくなり、保護者の方には、ご理解いただきながらもご迷惑をおかけして申し訳なく思っている次第です。ただ「しょうがないよね、職員の皆さんもよくやってくれてるよね」と声をかけて頂き、ありがたく、また救われております。

今年度も残すところあと少しとなりましたが、事故や怪我がないよう今一度気を引き締めて、子ども達に愛情を注ぎ保育をしていく所存です。最後になりましたが、御多用の中、原稿をお寄せいただいた皆様に深謝致します。

中野 昇卓

この機関誌は、共同募金より一部助成を受けています。

